

○関西医科大学医学会会則

第1条 本会は関西医科大学医学会と称する。

第2条 本会は医学の進歩に貢献するを目的とする。

第3条 本会は関西医科大学の教職員を会員とする。

第4条 本会は下記の事業を行う。

- (1) 学術雑誌の編集と発行
- (2) 医学に関する学術集会の開催
- (3) その他随時必要と認められる事業

第5条 会員は本会が行う学術集会その他の事業に参加することができる。

第6条 本会に下記の役員を置く。

- 会長 1名
- 委員長 1名
- 委員 若干名
- 監事 1名

第7条 会長は本学学長とし、本会を代表し、会務を統括する。
監事は本会の会計及び資産を監査する。

第8条 委員は教授会並びに准講会の推薦に基づき会長がこれを委嘱する。
委員は本会の会務を協議し、かつ会長を補佐して会務に従事する。

第9条 委員長は学長が指名する。
2 監事は委員の互選によって選出する。

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第11条 本会に関する重要事項は委員会で審議ののち、関西医科大学全学教授会の承認を経なければならない。

第12条 委員会の議長は委員長がこれにあたる。委員会は過半数の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数により決する。

第13条 本会の資産は次の各号からなる。
(1) 寄附金品及び補助金品
(2) 前号以外の諸収入

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

第15条 本会の事務所は大阪府枚方市新町二丁目5番1号、関西医科大学附属図書館内に置く。

附 則

この会則は、昭和18年12月25日から施行する。

(一部改正経過年月日省略)

附 則

この会則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。